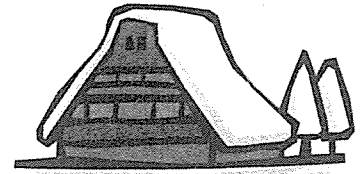


飛騨市高齢者等雪下ろし助成事業

対象世帯

※高齢者世帯等で自宅の雪下ろし及び雪下ろし後の除排雪が困難な世帯で、以下のすべてに該当する世帯が費用負担（助成）の対象となります。

- (1) 世帯全員の市民税が非課税又は均等割のみの世帯
- (2) 二親等以内の親族による援助が受けられない世帯
 一親等・・・父母・配偶者の父母（義父母）・子・子の配偶者
 二親等・・・祖父母・配偶者の祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・配偶者の兄弟姉妹
 孫・孫の配偶者



※高齢者世帯等に含まれる世帯は、下記の世帯です。

- ・満65歳以上の方のみで構成されている世帯
- ・身体障害者手帳所持者世帯・・・4級以上の方が世帯主
- ・療育手帳所持者世帯・・・B1級以上の方が世帯主
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者世帯・・・3級以上の方が世帯主
- ・要介護認定世帯・・・要介護3以上の方が世帯主
- ・母子世帯・・・18歳未満の児童を現に扶養している配偶者のない世帯主
- ・上記と同等であると市長が認めた世帯（事前にご相談ください）

費用負担（助成内容）

対象世帯と認められた場合は、市の委託した業者が雪下ろしを行います。

自宅の雪下ろし等に要する経費のうち、5万円（上限）まで市が負担します。

（5万円以下の場合は、実際に支払った金額を市が負担します。）

- ・雪下ろしの委託先は、飛騨市雪下ろしサポートセンター
0577-73-6420（一般社団法人 吉城建設業協会）になります。
- ・対象経費は自宅の雪下ろし及び雪下ろし後の除排雪のみです。
- ・雪下ろしの日時は、飛騨市雪下ろしサポートセンターが決めて連絡します。
 なお、年末年始（12/29～1/6）は休みとさせていただきます。
- ・長期間（冬期間のみも含む）不在となる自宅は費用負担の対象外です。

手 続

今冬、新たに助成を受けられたい方は事前に申請書をご提出ください。
昨年度申請され、交付決定通知を受けられた方は手続きは不要です。

※申請前に実施した雪下ろしは、助成の対象外となります。

※申請書は最寄りの振興事務所市民福祉係又は地域包括ケア課（ハートピア古川内）にあります

※申請書を審査し、助成を認めた場合は交付決定通知書を送付します。

※対象要件（対象世帯・内容に記載した要件）を満たしていない場合は、助成は受けられませんのでご注意ください。

請 求

市へ請求手続きは不要です。

新たに交付決定通知を受け取った方、若しくは昨年度交付決定通知を受け取った方は、雪下ろしをサポートセンターに委託されたこととなります。

サポートセンターが、作業員を手配し見積金額を提示しますので、承諾されれば作業を開始します。その費用の内5万円を上限に、市がセンターに直接支払いを行います。

費用が5万円を超えた額は自己負担となります。

費用負担（助成額）

年間で最大5万円までを市が負担します。

年間で5万円未満の場合は、実際に要した金額を市が負担します。

（例） ・年1回のみで、7万円支払った場合 → 5万円（2万円は自己負担）

・年2回で1回につき2万円を支払った場合 → 4万円（自己負担なし）



●お問い合わせ先

飛騨市役所 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係 TEL：0577-73-6233

（飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 ハートピア古川内）

又は、飛騨市神岡振興事務所 市民振興課 TEL：0578-82-2252

飛騨市河合振興事務所 地域振興課 TEL：0577-65-2381

飛騨市宮川振興事務所 地域振興課 TEL：0577-63-2311